

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 題名の改正

法律の題名を「市町村の合併の特例に関する法律」に改めること。（題名関係）

## 第二 目的規定の改正

改正内容に対応し、「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」を「自主的な市町村の合併の円滑化」に改めること。（第一条関係）

## 第三 市となるべき要件の特例に関する規定の改正

合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例を廃止すること。

### （旧第七条第一項関係）

## 第四 地方交付税の額の算定の特例に関する規定の改正

一 地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する経費の需要を基礎として、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする特例を廃止すること。（旧第十七条第一項関係）

二 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた年度及びこれに続く五年度については、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とするものとする。 (第十  
七条関係)

#### 第五 市町村の合併の推進に関する構想等に関する規定の廃止

一 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針 (以下「基本指針」という。) を定めるものとする規定を廃止すること。 (旧第五十八条関係)

二 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村 (以下「構想対象市町村」という。) を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとする規定を廃止すること。 (旧第五十九条関係)

三 都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする規

定を廃止すること。（旧第六十条関係）

四 次に掲げる合併協議会設置の勧告等に関する規定を廃止すること。

1 都道府県知事は、地方自治法の規定により、構想対象市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならないものとし、勧告したときは、その旨を公表しなければならないものとする規定（旧第六十一条第一項及び第二項関係）

2 1により勧告を受けた構想対象市町村の長は、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならぬものとする規定（旧第六十一条第三項関係）

3 2により付議された合併協議会設置協議について議会が可決しない市町村の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができ、請求を行った旨の公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう

請求することができるものとする規定（旧第六十一条第七項及び第十一项関係）

五 構想対象市町村が合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができるものとする規定を廃止すること。（旧第六十二条関係）

六十二条関係）

六 構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができるものとする規定を廃止すること。（旧第六十三条関係）

七 都道府県知事は、構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進にしなければならない措置を講ずべきことを勧告することができるものとする規定を廃止すること。（旧第六十四条関係）

第六 国、都道府県等の協力等に関する規定の改正

一 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供そ

の他の措置を講ずるものとする。こと。（第五十八条第一項関係）

二 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。こと。（第五十八条第四項関係）

## 第七 その他

一 法律の有効期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第二条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第八 施行期日等

一 改正法の施行期日を平成二十二年四月一日とすること。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布日施行とすること。（改正法附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めるものとする。こと。（改正法附則第二条から第七条まで関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。（改正法附則第八条から第十条まで関係）